

○内閣府令第六号

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行に伴い、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(重要消費者紛争) 第一条 独立行政法人国民生活センター法（以下「法」という。） （第一条の二第二項の内閣府令で定める消費者紛争は、特定適格消費者団体（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が共通義務確認の訴え（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第二条第四号に規定する共通義務確認の訴えをいう。）を提起することができるもの及び次の各号のいずれかに掲げるものであって独立行政法人国民生活センター（第三十四条において「センター」という。）が指定するものとする。 「一〇三 略」
改正前	(重要消費者紛争) 第一条 独立行政法人国民生活センター法（以下「法」という。） （第一条の二第二項の内閣府令で定める消費者紛争は、特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が共通義務確認の訴え（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第二条第四号に規定する共通義務確認の訴えをいう。）を提起することができるもの及び次の各号のいずれかに掲げるものであって独立行政法人国民生活センター（第三十四条において「センター」という。）が指定するものとする。 「一〇三 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日（令和五年十月一日）から施行する。